



平成24年 4 月13日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号:3041 東証マザーズ)
本 社 所 在 地 東京都墨田区横網一丁目2番16号
代 表 者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問 合 せ 先 取締役管理本部長 須浪 薫
TEL (03) 5819-5670(代表)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主への一層の利益還元を推進するため。
2. 取得に係る事項の内容
 - (1) 取得対象株式の種類 普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 1,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.77%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 50,000,000円(上限)
 - (4) 取 得 期 間 平成24年4月16日平成24年9月30日まで

(ご参考)平成 24 年4月 13 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	20,953 株
自己株式数	4,427 株

以 上